

資料

災害時における応急仮設住宅
の建設に関する協定書

長 野 県

社団法人プレハブ建築協会

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、長野県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この協定において住宅とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するものをいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出するものとする。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があった場合、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の指示に従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び請求)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 甲は、丙の住宅建設終了後検査を実施し、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長野県住宅部建築管理課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況について、毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は甲は乙に対して、随時報告を求めることができるものとする。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲に提供するものとし、部員及び会員に移動があった場合、その都度報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項はその都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成7年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成7年8月28日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長 野 県

長野県知事 吉 村 午 良



乙 東京都千代田区霞が関3丁目2番6号

社団法人プレハブ建築協会

会 長 石 橋 毅



変更協定書

長野県（以下「甲」という。）と社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）は、平成7年8月28日付けで締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を下記のとおり変更する。

記

- 1 原協定書第7条中「住宅部施設課」を「建設部建築指導課」に改める。
- 2 その他は、原協定書のとおりとする。

この変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年3月21日

甲 住 所 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

氏 名 長野県知事 阿部 守一



乙 住 所 東京都千代田区神田小川町 2-3-13

氏 名 社団法人プレハブ建築協会

会 長 和田 勇



災害時における応急仮設木造住宅 の建設に関する協定書

長 野 県

一般社団法人全国木造建設事業協会

災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づく災害時における県産材を活用した応急仮設木造住宅の建設に関して、長野県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の規定により供与する収容施設（応急仮設住宅を含む。）をいう。

(要請の手続き)

第3条 甲の乙に対する、住宅の建設の要請は、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請を受けた時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅の建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙が住宅の建設を終了したときは、検査し、検査に合格した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長野県建設部建築指導課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の報告)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に報告するものとし、その後名簿の記載事項に異動があった場合には速やかに報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、住宅の建設に関し必要な事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成25年1月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

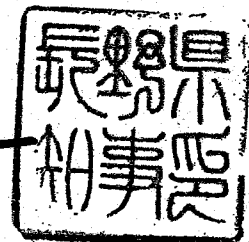
平成25年1月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県

長野県知事

阿部守一

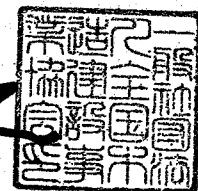


乙 東京都中央区八丁堀 3-4-10 京橋北見ビル東館 6階

一般社団法人 全国木造建設事業協会

理事長

青木宏之



災害時における応急仮設木造住宅 の建設に関する協定書

長 野 県
一般社団法人長野県建設業協会

災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づく災害時における県産材を活用した応急仮設木造住宅の建設に関して、長野県（以下「甲」という。）が一般社団法人長野県建設業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の規定により供与する収容施設（応急仮設住宅を含む。）をいう。

(要請の手続き)

第3条 甲の乙に対する、住宅の建設の要請は、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請を受けた時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅の建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙が住宅の建設を終了したときは、検査し、検査に合格した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長野県建設部建築住宅課とし、乙においては一般社団法人長野県建設業協会建設本部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の報告)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に報告するものとし、その後名簿の記載事項に異動があった場合には速やかに報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、住宅の建設に関し必要な事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成26年4月30日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月30日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県

長野県知事

阿部守

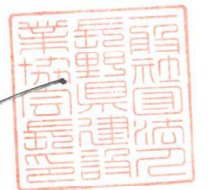


乙 長野県長野市南石堂町 1230 長建ビル内

一般社団法人 長野県建設業協会

会長

藏岩伸



災害時における応急仮設住宅の 建設に関する協定書

長 野 県

一般社団法人日本 RV・トレーラーハウス協会

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅の建設に関して、長野県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本 RV・トレーラーハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号の規定により供与する応急仮設住宅をいう。

(要請の手続き)

第3条 甲の乙に対する、住宅の建設の要請は、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請を受けた時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅の建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙が住宅の建設を終了したときは、検査し、検査に合格した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長野県建設部建築住宅課とし、乙においては一般社団法人日本 RV・トレーラーハウス協会トレーラーハウス委員会とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

2 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に報告するものとし、その後名簿の記載事項に異動があった場合には速やかに報告するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めるもののほか、住宅の建設に関し必要な事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(適 用)

第10条 この協定は、令和3年8月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年8月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長 野 県

長野県知事

阿部 守一



乙 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 2-227

一般社団法人 日本RV・トレーラーハウス協会

代表理事

稲吉 啓



災害時における応急仮設住宅の 建設に関する協定書

長 野 県

一般社団法人日本ムービングハウス協会

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅の建設に関して、長野県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号の規定により供与する応急仮設住宅をいう。

(要請の手続き)

第3条 甲の乙に対する、住宅の建設の要請は、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請を受けた時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅の建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙が住宅の建設を終了したときは、検査し、検査に合格した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長野県建設部建築住宅課とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

2 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に報告するものとし、その後名簿の記載事項に異動があった場合には速やかに報告するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めるもののほか、住宅の建設に関し必要な事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(適 用)

第10条 この協定は、令和3年8月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年8月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長 野 県

長野県知事

阿部 奇一



乙 北海道札幌市清田区美しが丘3条10丁目2-15

一般社団法人 日本ムービングハウス協会

代表理事

佐々木 信博



令和 年(年) 月 日
建住第 号

協定団体の長 様

長野県知事

災害時における応急仮設住宅の建設について

令和 年 月 日に発生した〇〇地震により、長野県下では、特に〇〇において被害が甚大であり、災害救助法の適用を決定しました。

このため、本県は、令和 年 月 日に貴協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」第3条に基づき、応急仮設住宅の建設業者の斡旋を要請いたします。

なお、建築場所、戸数、規模については下記のとおりですので、各建築場所別の建設業者、戸数を明記してください。

記

- 1 建築場所 戸数 戸
- 2 規 模 1戸当り29.7平方メートル程度

※建築場所、戸数などは変更されることがありますのでその都度協議します。

また、集会所等についても別途協議します。

建設部建築住宅課建築技術係
課長： 担当：
電話 026-235-7331（直通）
026-232-0111（代表）内線 3651
FAX 026-235-7479
E-mail kenchiku@pref.nagano.lg.jp

応急仮設住宅賃貸借契約書（案）

賃借人 長野県（以下「甲」という。）と賃貸人 ○○株式会社（以下「乙」という。）との間に応急仮設住宅の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 乙は甲に対して、別表1記載の応急仮設住宅一式（以下「賃貸借物件」という。）を貸与し、甲はこれを借り受け、乙に対し賃借料を支払うものとする。

2 乙は、甲が指定する別表1記載の所在地に前項の賃貸借物件を設置するものとする。

（用途指定）

第2条 甲は、賃貸借物件を応急仮設住宅の用に供しなければならない。

（賃貸借期間）

第3条 乙は、賃貸借物件を令和 年 月 日までに甲に引渡すものとし、賃貸借期間は引渡しを受けた日の翌日から令和 年 月 日までとする。

（賃借料及びその支払方法）

第4条 賃借料は総額 金 円

（うち消費税 金 円）とし、甲は乙から賃貸借物件の引渡しを受けた後、乙の適法な請求書を受領したときは、30日以内に賃借料を支払うものとする。

2 賃借料総額には、解体及び原状に復する費用が含まれるものとする。その金額は、金〇〇〇〇〇〇円（うち消費税 金〇〇〇〇〇〇円）とする。

3 甲は、賃借料の総額を前金払いする。

（管理義務）

第5条 甲は、賃貸借物件を使用するにあたり、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、賃貸借物件の管理を当該市町村に委託する際は、前項を周知するものとする。

（売却の制限等）

第6条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に売却してはならない。

2 乙は、賃貸借物件に抵当権、質権その他形式のいかに問わず、甲の賃貸借物件の完全な使用を阻害する権利などを一切設定してはならない。

（譲渡の禁止）

第7条 甲は、乙の承認がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡してはならない。

（賃貸借物件の現状変更）

第8条 甲は、賃貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承認を受けなければならない。

（修繕義務）

第9条 甲は故意又は過失により賃貸借物件を荒廃又はき損した場合には、遅滞なく自己の費用において復旧修繕しなければならない。

（修理費用の負担）

第10条 甲が善良なる管理者の注意をもって管理した場合、乙は賃貸借物件の修理又は、保存に要する費用を負担する。

（保険料）

第11条 乙は、賃貸借物件に対する賃貸借期間中の火災保険料を負担する。

2 乙は、解体時の履行保険料を負担する。

（契約の解除）

第12条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

（賃貸借物件の返還、撤去）

第13条 甲は、賃貸借期間終了日に、賃貸借物件の返還、撤去を通知するものとし、乙は、乙の負担において甲の指示する日までに賃貸借物件を撤去しなければならない。

2 甲は契約期間終了前に、賃貸借物件を撤去する必要がある場合、乙にその旨を通知し、乙は甲の指示する日までに賃貸借物件を撤去しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合、又は第12条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

賃借人 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事 阿部 守一

賃貸人

別 表 1

- 構 造
- 1 木造・軽量鉄骨造平屋建 (組立ハウス・~~ユニットハウス~~)
 - 2 委細は別冊設計図書による。

建 設 地

建 設 地		戸 数
1		戸
2		戸
合 計		戸

【誓約書モデル案】

(自治体の長) 殿

誓 約 書

当社は、

- 1 災害時応援協定に基づく応急復旧事業に当たり、関係法令を遵守します。
 - 2 下記の者に該当しません。
 - 3 応急復旧事業に従事する場合、下記に該当する者であることを知りながら、下請けその他の契約を締結しません。
 - 4 下記に該当する者から不当な要求を受けた場合は、速やかに警察に通報します。
 - 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになって、異議は一切申し立てません。
- 以上のことについて、誓約します。

記

- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員（事業者の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第4号において同じ。）である事業者
- 暴力団員が業務統括者（支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事業所その他の組織の業務を統括する者をいう。第4号において同じ。）である事業者（前号に掲げる者を除く。）
- 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者（前2号に掲げる者を除く。）
- 次に掲げる行為をした事業者（当該事業者が法人である場合にあっては、役員又は業務統括者が当該行為をした事業者）
 - ア 自己若しくは自己の関係者の利益を図り又は特定の者に損害を加える目的で、暴力団の威力を利用する行為
 - イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - ウ イに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる行為
- 暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これらの者を相手方として、条例第6条第1項に規定する県の事務事業の契約に係る下請その他の契約を締結した事業者

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

災害救助法による応急仮設住宅管理事務委託協定書

長野県（以下「甲」という。）と（市町村名）（以下「乙」という。）とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定による応急仮設住宅（以下「仮設住宅」という。）の管理の事務の委託について、次の条項により協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行するものとする。

（委託業務）

第 2 条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託する。

- （1）仮設住宅の入居募集及び入居者との使用貸借契約の締結に関する事。
- （2）仮設住宅及び付属施設の管理に関する事。
- （3）入居及び退去に関する事。（入居期間満了後の対応を含む。）
- （4）入居者が提出する書類の受付及び送付に関する事。
- （5）集会所、談話室等の維持管理に関する事
- （6）前各号に掲げるもののほか、入居者との連絡に関する事。

（委託業務に関する住宅）

第 3 条 委託業務に関する住宅は、次のとおりとする。

所在地	構造	戸数	集会所	談話室	備考
		戸			
		戸			
計		戸			

（委託期間）

第 4 条 この協定の期間は、引き渡しの日から応急仮設住宅について災害救助法に定める期間内の仮設住宅を撤去する日までとする。

なお、この協定による仮設住宅撤去の日までに入居者が退去しない場合については、住宅、施設へのあっせん等を含め、乙の責任において対処するものとする。

（委託料）

第 5 条 委託業務に係る委託料は、無償とする。

（調査報告等）

第 6 条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の処理に関し調査をし、報告を求め、又は必要な措置を請求することができる。

（損害の負担）

第 7 条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要な経費の負担については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

なお、乙は故意又は過失により仮設住宅を荒廃又はき損した場合には、遅滞なく自己の費用において復旧修繕しなければならない。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する事項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

甲

長野県知事 阿部 守一

乙

建住号外
令和 年(年) 月 日

建設政策課長 様

建築住宅課長

応急仮設住宅に係る長期継続契約の協議について

このことについて、別紙のとおり協議します。

建築企画係	
課長 :	担当 :
電話	026-235-7339 (直通) 026-232-0111 (代表) 内線 3651
FAX	026-235-7479
E-mail	kenchiku@pref.nagano.lg.jp